

【京都市内を除く府内施設・事業所向け】

施設職員等を対象とした抗原検査キットを使用した 集中的検査について

■ これまで集中的検査を実施されていた事業所に、令和5年3月中に抗原検査キットを送付。（送付数は、職員数×約26回分）

■ 使用対象

高齢者及び障害者・障害児の入所施設、通所系事業所及び訪問系事業所に従事する職員（事務職員、委託事業者の職員を含む。）

（必要に応じ、新規入所者及び帰省した親族等との接触による感染リスクが想定される利用者への検査にも使用可。）

■ 使用時期

（1）職員に、感染が疑われる症状がある場合

（2）職員が、陽性となった入所者・利用者と接触した場合 等

■ 今後の感染拡大の状況によっては、週2回の頻回実施をお願いする場合があります。